

中野区立西中野小学校いじめ防止基本方針

中野区立西中野小学校

校長 岡本 賢二

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。この法律では、「児童等は、いじめを行ってはならない」と、いじめの禁止を明確に示すとともに、いじめ防止に向けた行政や学校、保護者の責務が記されています。これを受けて、本校の児童が安全に、安心して学校生活を送ることができるよう「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。本方針に則り、「いじめをしない、させない、ゆるさない」との気持ちをすべての児童がもてるように学校の教育活動全体をとおして指導を徹底していきます。

1 基本理念

- いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、東京都、中野区、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめ対策等のための校内組織

「いじめ担当窓口」を中心とした、「いじめ防止等対策委員会（校長・副校長・生活指導主任・主幹教諭・主任教諭・教育相談担当・養護教諭・スクールカウンセラー）」を設置し、いじめ問題の未然防止と早期発見及び問題行動等の解決にあたる。

- 1) いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析
- 2) いじめに関する情報の収集及び共有
- 3) いじめ事案の確認及び対策案を練る
- 4) 該当児童への指導、該当保護者への対応
- 5) 学級への指導体制の強化、支援
- 6) 外部組織への協力要請及び通報

3 いじめ等の対策のための具体的な取組

①<いじめの未然防止>・・・未然防止に重点を置き取り組む

- 学級担任は、日頃から児童に声をかけるなど信頼関係を深めるとともに、児童の不安や悩みに対して、スクールカウンセラーを含む全ての教職員がいつでも相談に応じる体制を整備する。
- 集会や道徳の時間、学級活動の授業などでいじめについて考えさせる授業を全校で実施する。特に、道徳の授業で「思いやり」、「生命尊重」、「規範意識」等を主題とした内容を年に6回実施する。
- 情報モラル教育を充実させるとともに、保護者参加型の情報安全教室を5年生（セーフティ教室）で年1回実施する。
- 代表委員会から「みんながなかよく過ごすにはどうしたらよいか」を各学級に働きかけ、実践していく。
- SNS西中野ルールやSNS家庭ルールにより、SNS利用によるトラブルに巻き込まれないようにする。
- いじめに関する校内研修会を実施し、教職員の指導力・組織的な対応の向上を図る。

②<いじめの早期発見>

- 休み時間等に校内を当番で巡回し、児童の様子や所有物、施設等の異変を確認する。
- 学級の傾向や、児童の自己肯定感等を把握するためにアイチェックを実施し、指導に生かす。
- 年に3回、「生活振り返りカード」を実施し、日常生活に潜む課題を見逃さないようにする。
- 5年生全児童とスクールカウンセラーの個人面接を行う。
- 本人、友だち、学級等の様子を把握をするため、担任による児童個人面談を行う。(随時)
- 全職員による月1回の「いじめ発見チェックシート」を用いた児童の状況観察を行い、結果をいじめ等対策委員会で集約、分析し全教職員で情報を共有する。
- 「ふれあい月間」(6、11月実施)の取組や区のいじめアンケート(年3回)でいじめ等の実態を把握し、分析・活用する。
- 東京都教育委員会による「いじめ防止カード」を配布し、場面ごとに自分はどうのように対処すればよいかを指導したり、考えさせたりする。

③<いじめの早期対応>

- いじめを把握した場合には、「いじめ防止等対策委員会」を核として、緊急会議を開催し、情報の共有を図るとともに、いじめを受けた児童等を守る体制を確立する。
- 改めて学級、学年、または全校児童等にアンケート調査を行うなどして状況を細かく把握し、教職員同士の情報を共有した上で、いじめを受けた児童に対して授業中や休み時間の見守りや声かけを行う。また、スクールカウンセラーと連携してケアを行い、安全を確保する。
- いじめを行った児童に対して事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめ解消に向けた個人の指導を組織的・継続的に行う。また、いじめを行った保護者に事実関係を伝え、いじめ解消に向けた児童への指導の協力を依頼するとともに、いじめを受けた児童、保護者に対しても適切な対応をするように助言する。
- 中野区教育委員会や学校サポートチーム(学校、保護者、スクールソーシャルワーカー、民生・児童委員、子供家庭支援センター職員、児童相談所職員、警察職員等で構成)と対応策について協議する。
- 保護者の方、地域の方と協力関係を構築し、登下校時の見守りを依頼する。

④<重大事態への対応>

- 被害の生徒の不安が完全に解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまで、徹底した支援を行う。被害の子供が二度といじめを受けることのないよう、全教職員の総力により、登校から下校までの見守り体制を構築し、安全を確保する。
- 複数の教員で適切に役割分担をしながら、加害の子供の行為に対して、毅然とした態度で、いじめは絶対に許されないことを指導する。その上で、全教職員の総力により、再び同様の行為を行うことのないよう指導体制を構築し、再発を防止する。
- いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合やいじめにより学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合は、重大事態として教育委員会に報告するとともに、教育委員会や学校サポートチームと連携を図り、解決にあたる。
- 東京都教育相談センターに設置している弁護士や精神科医、臨床心理士等の専門家から構成される「いじめ等の問題解決支援チーム」に速やかに相談し、対応する。

4 検証及び改善

- 「いじめ発見チェックシート」や「生活振り返りカード」、いじめ早期発見アンケートの結果を集約し、いじめ防止等対策委員会で分析・改善策を検討する。その結果を全職員で共有する。

○子どもたちに他人を思いやる優しい心や社会生活のルールを守ることの大切さを教えて下さい。

○子どもたちと一緒に過ごす時間を増やし、子どもの様子がおかしいと感じたり、問題が生じたりした時は、早めに学校に相談して下さい。